

平安後期の史料にみえる「在地」の検討

室 伏 朝 子

1. はじめに

古代から中世の村落は、この時期に広く展開した荘園と切り離して考えることはできない。清水（1942）が指摘して以来¹⁾明らかなように、荘園と村落は決して同一のものではない。しかし田畑を耕す農民が居住し、生活する場としての村落の存在なしには生産の場は存在しえず、そうした村落と全く無関係には荘園も成立しえないと考えられる。

小川（1928）・牧野（1931）・米倉（1933他）・村松（1932他）らに始まる戦前の研究において、村落は生産の場としての耕地と居住の場としての集落に分けられ、後者即ち集落を対象とした形態論あるいは機能論に研究の中心がおかれていた。生産の場と居住の場を統合し、生活の場としての村落へと研究の対象が拡大していくのは、渡辺（1956）をはじめ、戦後の史学における地理学的手法をもとり入れた荘園研究の成果に負うところが大きいことは否定できない。

1960年代後半より、荘園や家地に関連する文書史料の検討が、地理学においても活発になされ、村落形態の類型化・起源・変容へと研究は新たな展開をみせた（水津、1966；小林、1967；金田1971；片平、1978他²⁾）。こうした研究では、絵図や検注帳などの史料と並んで、現地には分布する条里地割の遺構が、当時の景観の復原に大きな役割を果たしている。古代の条里制施行地域においては、村落形態は条里地割と密接な関わりを持ち、条里地割の復原的研究の成果³⁾も村落研究の進展に大きく寄与したことはいうまでもない。

筆者は先に11世紀後半の荘園史料の地図資料化を試みた際（1986）、その条里上の膨大な荘地の分布が、村落の在り方を考察する手がかりの一つになりうることを指摘した。しかし、村落の実体を具体的に示すような記述を、この時期の文書史料上に見い出すのは決して容易なことではない。例えば、いわゆる「垣内」の研究は、地理学その他

において早くから行われてきたものの、史料にあらわれる「垣内」の語の究明は⁴⁾は立ち遅れたように、村落に関連すると思われる数少ない語句についても、その意味内容は明らかであるとはいえない。小稿でとりあげる「在地」の語もそのひとつである。

文書史料にみえる「在地」は、「在地領主」「在地随近刀禰」「在地証判」というように、他の語と合成されて、「現地」「当該地域」といった意味で使用されている場合が多い⁵⁾。例えば「在地領主」は、「荘園領主」に対して、現地に生活の根拠地をもち、荘民の生産活動に強い指導性を有した領主層をさす。厳密には「在地」は「農・山・漁村など、社会の基礎的な生産面を支えている世界」「生産世界」をいうが、史料上に単独のそうした用例はみあたらない。ところが、10世紀末から11世紀初めにかけての史料にみえる以下の3事例は、単独で使われ、しかも上にあげたような用法にもあてはまらない。そこで、小稿では3事例を検討し、それぞれの「在地」の意味を究明していきたい。いずれの事例も大和国、条里制施行地域のものである。

2. 史料にみえる「在地」の検討

- 1) 寛和3(987)年 大和国大岡中郷刀禰等解⁶⁾
大和国添上郡大岡中郷刀禰等解 申請 勸修寺
長官上綱御房御牒事（以下傍線引用者）
合一枚 被載可任公驗立券家地并依土風例定
進便宜容門等之状
在京南五条五里一坪地參百歩者、定進便宜
田九段三百歩
同条四里川六坪八段、
五里一坪三百歩在地、
二坪一段 （以下省略）

泉谷（1972）・金田（1971）は各論考で同史料をとりあげているが、両氏とも史料上にみえる「在地」についてはとくにふれてはいない。

第4図 普通寺領田の作人と在所

	3 条					4 条				
	2 貞末	3 正方	4 正力	5 女禰	6 清次	1 智勢		10 貞方		
	11 正方		9 安富	8 六郎丸	7 友治	12 正重	11 時光	10 未弘		
7 里	14 友重	15 友重	16 智円	普通寺		13 未弘	14 時光			
	23 清武	22 清武	21 近白	敷地		24 方方	23 為光	22 國久		
	26 友重	27 友重	28 方力	29 為光	30 友重	25 有富	26 有富	27 重富	28 有富	29 有吉
	35 清成	34 友重	33 清成	32 朝白	31 友重	36 重富	35 重弘	34 未時	33 重富	32 有富
	2 友重	3 為白	4 友重	5 友重	6 恒富	1 重富	2 友重	3 未時	4 未時	5 重富
8 里	11 清成	10 友重	9 重富	8 安富	7 友重	12 有富	11 友重	10 未時	9 未時	8 重富
	14 友重	15 守包	16 清成	7 安富	18 重富	13 高亮	14 有富	15 有富	16 有富	17 成包

資料：高重進（1975）・平安遺文2569による。

人某」の代わりに「在所某」と記された箇所がある。例えば普通寺領の仲村郷3条8里31～34坪については次のようにある。

卅一坪一丁 公田見作一反半 畠八反半★二反
年荒六反半 作人友重

卅二坪一丁 公田三反年荒 畠七反年荒
在所国貞

卅三坪一丁 公田見作二反半 年荒七反半
在所清武

卅四坪一丁 公田見作七反 年荒三反
作人友重

「在所某」の数と名は、同史料の冒頭にある在家数と一致する。

高重（1975）は、「在所某」は「名主某を中心とした中世的集落を示すもの」と述べているが、「中世的集落」の具体的な在り方に言及してはいない。また戸田（1967）は「在所とは作人の在家がある坪」であり、当時「郷を基準とし、その中の田畠と作人、および在家をとらえ、在家の所在とその住人の耕地の坪を一致させている」と述べている。ここで戸田がいう在家は住屋あるいは居住地（畠）をさしている。

11世紀以降、律令制的収取方式がいきづまる中で、耕地と居住地に基づく新しい収取の単位として在家役が成立する。在家とはほぼ同じ頃に史料上

に出現する「屋敷¹⁴⁾」が住屋を表わすのに対して、「在家」は住屋・耕地・住人の統一体としての内容を含むとされる。史料上に「在家」が頻出するのは12世紀以降である。が、在家の把握、在家役の成立の背景として、この時期には、農民が畠地に家屋を建て、家族が生活を営む恒常的な居住地が形成されつつあったことが予想される。在家役の成立が11世紀末・12世紀初以降とされているのにはあてはめれば、12世紀中頃にみえる「在所」は在家役成立後の在家の所在を示す語とみなされる。一方、10世紀末～11世紀初の史料上にあらわれる「在地」は、律令制的収取方式の転換過程、すなわち人頭別賦課から家別賦課へと転化していく過程で、農民の居住地把握の一手段として使われていた語という解釈は成り立たないだろうか。

先の事例1)～3)の検討では、「在地」は一筆に用いられる場合、付属耕地を周囲に有する家地を表わし、坪単位で用いられる場合、家地を含む坪を表わしていることが推定された。「在地」の語自体は、支配関係文書の上に、便宜上生まれた語とみなされるが、観点を変えれば、農民の生活の場と生産の場が一致する村落の形成がその背景にあったという解釈も不可能ではあるまい。

4. おわりに

以上、史料にみえる「在地」及び「在所」の語の検討を行った。

吉田（1976）は古代における「史料にあらわれる村」と「景観としての集落」と「共同体としての村落」の不一致をのべている。たしかに史料にみえる村、あるいは村に関連する語について考える場合、とりわけ古代末から中世の史料の中心である土地売券や荘園関係文書の上には、農民の現実の生活の場としての村落はあらわれにくい。

小稿で検討した「在地」も支配体制の下に掌握された「在地」であり、「景観としての集落」や「共同体としての村落」とすぐさまこれを結びつけることはできない。しかし、現実の生活の場としての村落、いいかえれば、農民が生活の場として意識する村落の実体の究明には、「景観」あるいは「史料」どちらか一方によるアプローチには限界があり、両面からの研究の統合が歴史地理学の村落研究の課題であることをここで再確認してお

きたい。

注

- 1) それまでの荘園即中世村落とする傾向を批判し、荘園別の影に隠れた具体的な村落の在り方を説き、「…村人自身の生活に立脚する現実の村落形態こそ、対象とすべきものである」と述べている。
- 2) 水津の中世集村化現象の指摘や小林による中世村落の類型化がなされて以来、集村・散村といった村落形態あるいはその変容が歴史地理学における村落研究の焦点に据えられたとみることができよう。また、金田は従来の研究が村落の起源と形態の起源を混同していることを指摘した上で、村落形態や土地利用についての研究に高い成果をあげている。
- 3) 秋山日出雄（1956）：大和国条推定復原図『図説日本文化史大系3 奈良時代』小学館、奈良県立橿原考古学研究所（1980）『大和国条里復元図—大和国条里の総合的研究—地図篇』吉川弘文館などにおいて奈良盆地の条里の復原がなされている。
- 4) 水野章二（1982）：平安期の垣内—開発と領有—、史林65—3、において、従来の垣内研究の問題点を指摘し、伊勢や大和の文書にみえる垣内の諸事例の検討から、垣内が国家的な支配の対象とならない畠地・家地として開発されたものであることを明らかにしている。
- 5) 古文書用字用語大辞典（1980、柏書房）では「中央に対置した意味で用いられ、在所に近いニュアンスを持つが、厳密には農山漁村など、社会の基礎的な生産面を支えている世界のことである」。日本史用語大辞典・用語編（1978、柏書房）では「①現在居住している土地のこと。現地 ②都に対して田舎の地。在所」。国史大辞典（1985、吉川弘文館）には在地単独の項はなく、「在地領主」の項では「在地」を「生産世界」と表現している。
- 6) 竹内理三（1964）：平安遺文 古文書編326号文書。
- 7) 6) 306号文書
- 8) 6) 312号文書
- 9) 6) 311号文書
- 10) 6) 463・464号文書。同文書には二種類の坪付が並び、内容に若干のくいちがいが見られるものの、同時期の同一地域のものと考えられる。引用したのは464号文書。
- 11) 奈良県教育委員会編（1971～73）：奈良県遺跡地図

によれば、この一帯には奈良時代の土師などの遺物が散布している。

- 12) 古文書用字用語大辞典（注5）では「住所をいうが、都会に出て地方の住所をとくに在所ともいう」とある。
- 13) 6) 2569号文書
- 14) 平安遺文における初見は延久3（1071）年、1077号文書。「右件畠、為先祖相伝領地屋敷也」

参考文献

- 泉谷康夫（1972）：『律令制度崩壊過程の研究』鳴鳳社、第1章負名と在家。
- 小川琢治（1928）『人文地理学研究』
- 片平博文（1978）：大和国乙木荘の歴史地理学的研究、人文地理30—2。（1979）：大和国乙木荘における荘園村落の発達過程、地理学評論53—1。
- 金田章裕（1971）：奈良・平安期の村落形態について、史林54—3。
- 小林健太郎（1967）：中世村落の諸相、藤岡謙二郎編『歴史地理学』朝倉地理学講座7、朝倉書店。清水三男（1942）『日本中世の村落』日本評論社。
- 水津一朗（1966）：中世における集村化現象、人文地理17—4。
- 高重進（1975）：『古代・中世の耕地と村落』大明堂。
- 戸田芳実（1967）：『日本領土制成立史の研究』第7章 国衙領の名と在家について。
- 永原慶二（1961）：『日本封建制成立過程の研究』岩波書店。
- 榛原町役場（1959）：『榛原町史』79—91頁。
- 牧野信之助（1931）：散居制並びに環濠部落について、歴史と地理27—1—3。
- 村松繁樹（1932）垣内式村落について、地理教育16—6。（1942）：日本集落地理上の一問題、地理学評論18—8。
- 室伏朝子（1986）：延久2年「興福寺大和国雑役免坪付帳」の地理資料としての検討と村落論への適用例、人文地理38—2。
- 吉田孝（1976）：岩波講座『日本歴史3 古代3』律令制と村落、岩波書店。
- 米倉二郎（1933）：律令時代初期の村落、地理論叢2 輯。（1936）：中世村落の様相『石橋博士還暦記念論文集』同8輯。
- 渡辺澄夫（1956）：『畿内荘園の基礎構造』

小稿は昭和58年度奈良女子大学修士論文の一部を加筆 ・修正したものである。 (29 回生)

Geographical Study on “ZAICHI” Appeared in
the Historical Documents in the Late Heian Period
Tomoko MUROFUSHI